

公表監第2号

地方自治法第199条第9項の規定により提出した定期監査（土木局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、消防局、会計室）、出資団体監査（公益財団法人 西宮市文化振興財団）、財政援助団体監査（西宮医療連盟）、指定管理者監査（日本管財株式会社）の結果報告に対して、西宮市長等より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成24年9月4日

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一
同 西田 いさお
同 花岡 ゆたか

付記

措置を講じた団体	監査結果提出日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月24日
議会事務局			平成24年8月30日
選挙管理委員会事務局	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年7月4日
農業委員会事務局			平成24年7月27日
消防局	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年6月26日
会計室	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年7月31日
公益財団法人 西宮市文化振興財団	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月25日
西宮医療連盟	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月11日
日本管財株式会社	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年8月27日
措置の内容	別紙のとおり		



西医年発 第 27 号
平成 24 年 5 月 11 日

西宮市監査委員 亀 井 健 様
同 鈴木 雅 一 様
同 まつお 正 秀 様
同 和田 とよじ 様

西宮市長 河 野 昌 弘



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 市民局、健康福祉局 |
| 2 監査結果報告名 | 財政援助団体監査結果報告 |
| 3 監査結果提出日 | 平成 23 年 11 月 25 日報告監第 15 号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

西宮市福祉医療費助成制度実施協力補助金(以下「協力補助金」という。)
西宮市保健福祉団体補助金(以下「団体補助金」という。)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 15-6 頁

3 連盟に対する補助金

(3) 事務処理等の状況

補助金の事務処理について、補助金関係書類等を抽出して調査したところ、次のような状況が見られました。

ア 連盟

補助金の交付申請は、平成22年度事業計画や予算等を決定する定時代議員会(22年6月28日開催)前に行われ、また、補助事業等実績報告は、22年度事業報告や決算等を認定する定時代議員会(23年6月30日開催)前に行われており、確定後の報告等がありません。

今後とも、補助金取扱規則に従った適正な処理を行ってください。

(講じた措置)

補助金の事務処理については、今後、補助金の交付申請は、定時代議員会以後に行い、補助事業等実績報告は、補助金等の取扱いに関する規則に従い行ったうえ、定時代議員会以後に確定報告等を行うよう改めます。

3 連盟に対する補助金

(3) 事務処理等の状況

イ 所管部局

協力補助金交付要綱については、補助金の額を「予算の範囲内」として補助対象経費に対する算定根拠が明確でなく、交付時期の根拠が不明なことなど不備が見受けられます。

団体補助金交付要綱については、17 年度の補助金の見直しにより、運営費補助から事業費補助への移行が進められていますが、要綱改正されておらず、補助対象経費及び算定根拠等も記載されていません。

交付申請、実績報告等に対する審査等経緯が明確でないこと、団体補助金では、交付申請書、交付決定通知書、交付請求書、実績報告書等様式に、補助金等の取扱いに関する規則に係る様式を定める要綱と異なる様式が使用されていることなど、事務処理が慣例的に行われており、適切でないものが見受けられます。

今後とも、当該交付要綱全般の見直しをするとともに、事務処理について職員相互に注意を払い、記載内容や適切な資料を添付し根拠等を明確にするなど、第三者が見てもわかりやすい決裁内容となるよう努めてください。

(講じた措置)

協力補助金については、平成 24 年 5 月 1 日付で「西宮市福祉医療費助成制度実施協力補助金交付要綱」の改正を行いました。また、平成 24 年度より交付申請及び実績報告の際には適切な資料を追加添付し、改善を図ります。

団体補助金については、平成 24 年 4 月 1 日付で「西宮医療連盟補助金交付要綱」として補助金交付要綱を改正しました。また、平成 23 年度より交付申請書等の様式の誤りについて改善しました。

今後も、補助金交付にあたっては、職員相互に注意を払うとともに、記載内容や添付書類等について再精査し、適切な事務処理を行います。

また、審査等経緯を明確にし、わかりやすい決裁内容となるよう努めてまいります。

4 むすび

連盟においては、福祉医療費助成制度の円滑な運営及び市民を対象とした各種保健事業や指導・相談事業を行うなど、長期にわたり市民の保健衛生・医療・福祉の確保・増進に寄与されています。

しかしながら、補助金は、市民の税金ということで透明性が求められることから、所管部局及び連盟においては、積算根拠、使途について、市民に対し説明責任を果たせるよう努めてください。

(講じた措置)

補助金の積算根拠、使途については、補助金交付要綱や申請書及び添付資料の改善を図り、市民に対し説明責任を果たせるよう努めてまいります。